

第2章 日本国憲法と民主政治

3 日本の政治機構

1 国会と立法 (教科書 p.80~82)

■ポイント

- ①国会はどのような役割を果たしているか。
- ②国会はどのように運営されているか。
- ③国会はどのように改革されてきたか。

三権分立 [p.80]

三権の抑制と均衡により権力の濫用を防ぐ

- [] - 国会
- [] - 内閣
- [] - 裁判所

三権の関係

- 国会→内閣 [] の指名 (第 6, 67 条)
- [] 決議 (第 69 条)
- 内閣→国会 国会に対し連帯責任を負う (第 66 条)
- 衆議院の [] (第 69 条)
- 国会→裁判所 [] 設置 (第 64 条)
- 裁判所→国会 [] (第 81 条)
- 内閣→裁判所 [] の指名, その他の裁判官の任命 (第 6, 79, 80 条)
- 裁判所→内閣 命令, 規則, 処分の [] (第 81 条)
- 行政訴訟の終審裁判 (第 76 条)

国会の役割と権限 [p.80]

国会の地位…「[] であつて,

国の []」(第 41 条)

←国会が主権者である国民の意思を代表する機関

国会の構成… [] と [] からなる二院制

国会の権限

- [] の議決 (第 59 条) …すべての法律は国会の可決が必要
- [] の承認 (第 61 条) …内閣が締結し国会の承認が必要
- [] の承認 (第 60 条) …衆議院に [] 権がある, 財政の監督 (第 83 条)
- [] の指名 (第 67 条) …国会の議決で指名
- [] 決議 (第 69 条)
- [] 権 (第 62 条)
- [] の設置 (第 64 条)
- [] の発議 (第 96 条) …各院総議員の [] 以上の賛成で発議

国会議員の特権

[] 特権 (第 50 条), 院内での [] の無責任 (第 51 条)

国会の構成と運営 [p.81]

二院制

- 衆議院…任期 4 年 定数 465 人 [] がある
- 参議院…任期 6 年 (3 年ごとに半数改選) 定数 245 人 [] はない
- ※参議院の定数は 2022 年 7 月に 248 人になる

- []
- 法律案の議決 (第 59 条) …衆議院で [] 以上の多数で再可決
- 予算の議決 (第 60 条)
- 条約の承認 (第 61 条)
- 内閣総理大臣の指名 (第 67 条)

両院協議会で意見が一致しないとき, または一定期間に参議院が議決しないときは衆議院の議決が国会の議決となる

国会の会期

[] …1 月中に開催 会期は 150 日

[] …内閣, 各議院の総議員の 1/4 以上の要求で召集 (第 53 条)

[] …総選挙から 30 日以内に召集

参議院の緊急集会…衆議院閉会中に内閣の請求で開催

国会の運営

本会議

委員会…衆参各 17 の [] と, 必要に応じて設ける []

国会の現状と改革 [p.82]

二院制の課題…参議院の存在意義や「ねじれ」現象など

国会改革…国会審議活性化法制定

[] 制度の廃止…官僚による政府委員としての国会答弁廃止

副大臣・大臣政務官設置, クエスチョンタイム ([]) の導入

[] の増加…内閣提出の法案 (内閣立法) による議員の役割低下を防ぐ

憲法改正 [p.82]

各議院の [] 以上で発議

→国民投票の過半数

→天皇公布

[] 設置…憲法改正原案の審議と提出

国民投票法成立…有効投票の過半数の賛成, 18 歳投票権などを規定